Press Release

舞 鶴 市
MAIZURU CITY

報道関係者各位

令和８年１１月１３日

舞鶴市の公共施設における特定計量器（子メーター）の検定有効期間の超過について

舞鶴市の公共施設に設置し、施設利用者（テナント等）から水道光熱費等の料金を徴収するためなどに用いている計量法上の特定計量器（以下「子メーター」とします。）の管理状況について全庁調査を行った結果、法律で定められた検定有効期間を超過している、または有効期間が不明な子メーターが複数存在することが判明いたしました。

このような事態を招き、対象となる施設利用者の皆様をはじめ、市民の皆様の信頼を損ね、多大なるご迷惑をお掛けすることとなりましたことを、深くお詫び申し上げます。

今後は全庁的な管理体制の見直し及び再発防止策を徹底し、信頼回復に努めてまいります。

※　子メーターは、計量法に基づき、計量器の種類ごとに定められた検定有効期間（例：水道メーターは8年、電力量計は10年など）を満了するまでに取替えを行うことが義務付けられています。

１ 経緯

施設所管課より、検定有効期間を超過した子メーターの更新費用について次年度予算の見積依頼が資産マネジメント推進室にあったことから事案が判明しました。計量法に抵触している状態であることから速やかな交換を指示するとともに、全庁的な管理状況を把握するため調査を実施したところ、複数の施設において同様に検定有効期間を超過した子メーターが存在することが確認されました。

２ 調査実施時期

令和８年１０月

３ 調査対象

市有施設のうち子メーター設置している施設（２８施設）の子メーター（２８９個）

４ 調査方法

各施設所管課への照会

５ 調査結果

（１）検定有効期間超過および期間不明子メーター数（詳細は次ページ参照）

10施設（勤労者福祉センター、商工観光センター、京都府北部地方卸売市場、西駅交流センター、市民病院医師宿舎、加佐公民館、中総合会館、舞鶴引揚記念館、舞鶴市東消防署、加佐地域福祉センター）に設置の子メーター合計２１３個

休日の部活動を
地域に展開

舞鶴市　資産マネジメント推進室（担当：松尾）
〒625-8555 舞鶴市字北吸1044
TEL:0773-66-1045、FAX：0773-62-5099
E-mail：shisan@city.maizuru.lg.jp

表１．子メーター設置数　検定有効期間超過および期間不明子メーター数

区分	種別	設置総数	料金徴収あり総数	うち※有効期間超過	うち※期間不明	※更新必要数
全体	**総合計**	**289**	**251**	**164**	**49**	**213**
種別ごと	電気	205	187	145	9	154
	水道	68	62	19	38	57
	Ａ重油	15	1	0	1	1
	ガス	1	1	0	1	1

※「有効期間超過」「期間不明」「更新必要数」は、料金徴収ありの子メーターの内訳。

表２．施設ごとの有効期間超過および期間不明子メーター数一覧

施設名称	期間超過			期間不明(確認不可)					総計
	水道	電気	合計	ガス	その他（重油）	水道	電気	合計	
勤労者福祉センター	3	4	7						7
商工観光センター	2	23	25						25
京都府北部地方卸売市場		71	71	1		30	9	40	111
西駅交流センター	3	4	7						7
市民病院医師宿舎	4	4	8						8
加佐公民館		2	2						2
中総合会館（中公民館）	4	35	39		1	8		9	48
舞鶴引揚記念館	1	2	3						3
舞鶴市東消防署	1		1						1
加佐地域福祉センター	1		1						1
	19	145	164	1	1	38	9	49	213

総数	
電気	154
水道	57
Ａ重油	1
ガス	1
計	213

休日の部活動を
地域に展開

舞鶴市　資産マネジメント推進室（担当：松尾）
〒625-8555 舞鶴市字北吸1044
TEL:0773-66-1045、FAX：0773-62-5099
E-mail：shisan@city.maizuru.lg.jp

（２）過去の料金の取り扱いや実害の有無について

現時点で施設利用者等からの計量誤差に関する申し出や過大徴収等のトラブルは確認されておりません。

また、検定有効期間を超過した子メーターによる過去の水道光熱費等の計量値につきましては、正確な計量値や誤差の有無を客観的に検証・確認することができない状態となっております。

過去に遡って「正確な子メーターであった場合の本来の使用量」を証明する客観的なデータや検証手段が存在しないため、過去の徴収済み料金に関する遡及した精算（返金や追加請求等）は行わないこととしております。

対象となる１９の施設利用者の皆様にはすでに説明し、ご理解をいただいております。

6 発生原因

1. 計量法に基づく子メーターの検定有効期間および法定取替義務に対する認識不足
2. 施設所管課ごとの個別管理となっており、全庁的な一元管理体制が構築されていなかったこと

7 今後の対応方針

- **料金請求の対応**
  検定有効期間を超過した子メーターでの料金請求を速やかに停止し、法令違反状態を解消します。
- **利用者（テナント等）への対応**
  所管課職員が、対象施設の利用者へ速やかに訪問・説明を行い、陳謝するとともに、今後の料金請求方法について誠意をもって協議します。
- **メーターの更新**
  期間超過および期間が確認できない子メーターのうち、料金請求方法の協議完了後、今後も子メーターによる料金請求を継続する場合は、速やかに取替工事を実施します。

8 再発防止対策

- **管理体制の一元化**
  各施設所管課による個別管理を改め、資産マネジメント推進室へ一元化します。
- **包括管理業務での確実な運用**
  令和８年度より導入している包括管理業務の中に子メーターの台帳管理・検定有効期間把握・計画的更新を組み込み、検定有効期間超過が発生しない仕組みを構築・徹底します。

休日の部活動を
地域に展開

舞鶴市　資産マネジメント推進室（担当：松尾）
〒625-8555 舞鶴市字北吸1044
TEL:0773-66-1045、FAX：0773-62-5099
E-mail：shisan@city.maizuru.lg.jp